

「名古屋ビジネスダイレクト利用規定」改定のお知らせ

名古屋ビジネスダイレクトをご契約の全てのお客さまを対象に「電子交付サービス」をご提供させていただくに伴い、平成30年4月2日付で「名古屋ビジネスダイレクト利用規定」を改定いたします。改定箇所は下線の箇所です。

【改定箇所】

※「1. サービス内容」に「電子交付サービス編」を追加

1. サービス内容

- (2) 各サービスの詳細については、本規定の「取引照会・資金移動サービス編」、「データ伝送サービス編」、「電子交付サービス編」によるものとします。

※「3.3. 預金口座振替サービス」の次の条項に以下の条項を追加

＜電子交付サービス編＞

3.4. 電子交付サービス

(1) サービス内容

電子交付サービスとは、契約者との取引に関して発行される各種帳票を、当行所定の範囲に従い、紙媒体での交付（以下「郵送交付」といいます）に替えて電磁的に本サービス画面上で交付（以下「電子交付」といいます）するサービスです。

(2) 電子交付の範囲

本サービス利用口座で発行される当行所定の帳票を電子交付の範囲とします。

(3) 対象帳票

当行ホームページに掲載する帳票を電子交付の対象とします。

対象帳票を変更・追加する場合は当行ホームページおよびその他の方法にてお知らせします。

(4) 帳票の確認

電子交付された帳票は当行所定の期間のみ、契約者の端末から閲覧・ファイルダウンロードすることができます。

(5) 交付方法の切り替え

当行所定の方法により、電子交付と郵送交付を切り替えることができます。

なお、次の各号に該当する場合、電子交付を終了し、引き続き交付する対象帳票が存在する場合は、郵送交付を行います。

①本サービスが解約となったとき

②利用口座を本サービスから削除または利用口座が口座解約となったとき

③その他、当行が電子交付の中止を必要とする相当な事由が生じたとき